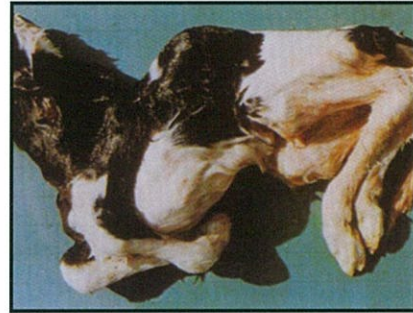


ワクチン接種で アカバネ病から大切な胎児を守りましょう

【アカバネ病とは】

- 1 アカバネウイルスの感染によって引き起こされる伝染病です。
- 2 妊娠した牛が感染すると、ウイルスが胎児にも感染して、流産・死産・異常産（起立不能、体型異常、大脳欠損など）を引き起こします。
- 3 ウイルスは、蚊（ヌカカ）の吸血によって感染します。
- 4 **蚊（ヌカカ）が活発に活動する時期より前（4月から6月までの間）に、ワクチンを接種することで感染を防ぐことが可能です。**



【ワクチン接種を行わずアカバネ病が発生した場合の損害】

- 1 子牛の販売収入が得られなくなります。
- 2 母牛が妊娠するまで、また、妊娠してから子牛を出産するまでの間、母牛に与えた餌代が無駄になります。
- 3 同様に、その間の光熱費や労賃も無駄になります。
- 4 **一頭当たり1,920円のワクチン代を惜しむと大損することになります。**

【ワクチン接種の申込】

県内各地域の獣医師又は市町村、農協等にお申し込みください。

問い合わせ先

岩手県中央家畜保健衛生所 019-688-4111 岩手県中央家畜衛生協議会 019-688-4015
岩手県県南家畜保健衛生所 0197-23-3531 岩手県南家畜衛生推進協議会 0197-24-5532
岩手県県北家畜保健衛生所 0195-49-3006 岩手県北家畜衛生協議会 0195-49-3040
一般社団法人岩手県畜産協会 019-694-1300